令和元年 11 月募集より、入居条件が一部緩和になりました。
主な改定の内容は次の 5 点です。

⑴　市内住所要件及び同居親族要件の廃止
市内に住所、勤務場所を有する事が条件でしたが、市外から直接申込みが可能となります。また、60 歳未満の単身者が入居できるようになりました。（単身申込み可能団地に限ります）

⑵　単身世帯が入居できる面積基準の緩和
面積基準が 50 ㎡以下から 55 ㎡以下に変更になりました。更に、五十部西山・堀込町・滝の宮・島田町・百頭町の 5 団地について、4,5 階の一部リフォーム済の住宅に限り、60 歳未満の単身者の入居が可能となります。ただし、期限付きとなります。

⑶　連帯保証人を 2 名から、『1 名以上』に緩和

⑷　子育て世帯専用期限付き住宅の再契約による期間延長
当初、入居期限を 12 年としていましたが、同居している最も年少の子が満 18 歳に達する年度末まで、再契約することにより期間延長ができるようになりました。

⑸　企業等法人へのまとめ賃料金の設定（中橋ハイツのみ）
企業等法人が 3 戸以上まとめて借り上げたときの「まとめ賃料金」を新たに設定します。